会　議　録

附属機関又は会議体の名称		第 33 期豊島区青少年問題協議会　第３回定例協議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開　催　日　時		令和８年７月 31 日（金）13 時 00 分～14 時 30 分
開　催　場　所		豊島区役所本庁舎８階　議員協議会室
議　　題		１　開　会 ２　副委員長選出 ３　議事 〔審議事項〕 第 33 期青少年問題協議会令和８年度の取組について（案） ４　閉　会
公開の可否	会　議	■公開　□非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０名
	会議録	■公開　□非公開　□一部非公開
出席者	委　員	加藤悦雄、市川享子、青柳徳俊、小川幸雄、豊島佳代子、渡部義治、白熊千鶴子、矢澤直輝、松田文子、中野航綺、関根由紀子、根岸光洋、宮崎けい子、井上幸一、入江あゆみ、長嶋至男、遠藤慎一、清野正
	事務局	子ども若者課長、子ども若者課職員
会　議　資　料		・資　料　１　　第 33 期豊島区青少年問題協議会委員名簿 ・資　料　２　　第 33 期青少年問題協議会令和８年度の取組について（案） ・参考資料１　　第 33 期豊島区青少年問題協議会の運営について ・参考資料２　　令和８年度としま子ども会議について ・参考資料３　　長期休暇期間中における支援について ・参考資料４　　池袋保健所跡地を活用した居場所づくりについて ・参考資料５　　豊島区青少年問題協議会条例 ・参考資料６　　豊島区青少年問題協議会要綱

審　議　経　過

１　開会

２　副委員長選出

３　議事

〔審議事項〕

第 33 期青少年問題協議会令和８年度の取組について（案）

事務局：（資料２について説明）

委員長：　本日は大きく分けて二点、ご意見を伺いたい事項があります。

「豊島区子ども・若者総合計画」を推進していくための新たな仕組みとして、子どもの声を聴いて、それを反映させていくため、「声を届け合い、ともに作るためのアイデアブック」を作成するということで、この暫定版が作成されましたが、これに対するご意見と、子ども、子育て、若者に関する施策等を審議していく会議体を整理していくことについてです。

まず、一つ目の「声を届け合いともに作るためのアイデアブック」は、子ども・若者の意見表明と参加を進めるための実践ガイドという位置づけにあるものです。これはまだ暫定版ということで、実践に必要な考え方や進め方などを整理して盛り込んではありますが、この資料の４ページ目に書かれていますように、やはりもっと現場での活用につなげていけるように、もう少し実用性の面での向上を図る必要があるということです。次に、５ページ目で、子どもたちが実際に意見表明に関してどういった具体的な経験をしてきているか、あるいはなかなか自分の声を聴いてもらえずにモヤモヤした経験、そういった子どもたち自身の経験を何点か盛り込んでいくともっと良くなるのではないかという話ですとか、あとは子どもたちの声を聴いていくといった時にも、やはり現場の職員である大人の側も、現場で迷ったりした経験もあると思いますので、何かそういった具体的な経験を少し色々と事例として集めて盛り込んでいくとさらに実用性の向上にも寄与するのではないかといったことを載せていますので、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

また、コラムなどの形で具体的な事例を載せていこうという話も出ています。現状でも最後のページに事例を１件載せていますけれども、もう少し盛り込んでいこうということで、こんな事例もあるのではないかといったご意見も含めてお願いしたいと思います。

委　員：　子どもの意見を施策に反映する取り組みが進んでいたかと思いますが、採用された意見と採用に至らなかった意見について、その理由を子どもたちにフィードバックすることについて伺いたいです。

子どもたちが自分の意見をちゃんと受け止めてもらえたと実感できることはとても大切なことなのではないかと思うのです。

委員長：　「としま子ども会議」など、実際に取り組んでいる事例の中で、子どもだちからいろいろな意見を聴いて、それらをフィードバックすることがあるのか、どのようにしているのかということについて、いかがでしょうか。

事務局：　「としま子ども会議」におきましては、子どもたちからいただいた意見をまず区がきちんと受け止めて、反映できるもの、反映できないものをそれぞれしっかり検討させていただいております。
８月の３日間で会議を行い、９月に意見発表会という形で子どもたちからまず意見をいただきまして、その翌年の１月に今度は報告会という形で、区がその子どもたちの意見をどのように反映できたか、また反映できなかった場合はどういう理由で反映ができなかったのかというところをしっかりと説明をする取り組みを行っております。
昨年度は１月の報告会の際に、区がどうしてこの意見反映ができなかったのかというところの説明をしたうえで、もう一度子どもたちから意見をいただくといった試みも行ったところです。
どちらかからの一方通行にならないようにキャッチボールができることが一番大切だと考えておりますので、実施回数に限りのある施策もあるかと思いますが、できる限りキャッチボールができるようにすること、また、一度反映ができなかったらそれで終わりではなく、経年で見ていって、機会が訪れたら再度反映をしてみるということにも取り組んでいきます。

委　員：　ありがとうございました。
次に、声をあげにくい子どもたちの意見をどのように聴き、反映に繋げていくのかについてお聞きします。本日の資料からもとしま子ども会議や施設での利用者会議などで子どもの意見を聴く機会が設けられていることがわかりますが、それに参加できる子どもたちの意見ではなくて、不登校だったり、外国語にルーツのあるなどの様々な理由から声をあげにくい子どもたちもいますが、どのようにサポート、反映していくことを考えているのでしょうか。

事務局：　最初にこの豊島区子ども・若者アクションステップ計画の中で、内側と外側それぞれの取り組みということでご紹介をさせていただきました。その内側の取り組みとして、例えば、「としま子ども会議」がありますが、まず参加のハードルを下げることが必要だと考えております。この参加のハードルを下げる取り組みの一つとして、外国にルーツのあるお子さんのアシストをするサポーターを配置して、言葉の壁のほか、参加しにくいと感じることがないような形で子ども会議に参加いただけるようにするという試みを今年度行います。今年度の子ども会議は８月の 24、25、26 の３日間での開催を予定しておりますが、その期間もお子さんのサポートで参加してくれる方をお願いしているところです。実際には、単純に言葉の壁への支えとなってもらうだけではなくて、ルーツのことでも壁を感じていたり、日本語で話すことができてもちょっと自信がないなという時に、サポーターに支えてもらう形で子ども同士が円滑に話し合いができるようにすることを実現するためでもあり、我々も初めての試みなので手探りではありますが、今まで参加がしにくかった子どものサポートとして始めたところです。
一方で、やはり今ご質問がありましたように、不登校のお子さんであるとか、そもそもそういった場に出てくることが難しいお子さんにつきましては、なかなかこの内側の取り組みだけでは声があげにくいというふうに考えています。

このアイデアブックにおきましては、そういう声をあげにくいお子さんと関わる現場の職員が、その子どもたちの声を聴くというところを非常に大切にしております。

子ども・若者に対して支援をするという視点だけではなくて、意見を聴くという視点も持って関わっていただくための指針という形でこのアイデアブックをまとめていますので、今後さらに具体化して現場に活かしてもらえるものにしていきたいと考えております。

委　員：　ありがとうございます。

豊島区でも不登校のお子さんの親の集まりの場で、このような取り組みをしていることをお伝えすると良いと思います。

委員長：　今の２つのご意見について、やはり子どもたちの声を聴きっぱなしにはしないということと、あとは声をあげづらい子、聴き届けづらい子どもの声をどうしっかりと受け止めていくのかという点は、このアイデアブックのブラッシュアップに盛り込んで反映させていけたらと思います。

保護者の方の集まりとか、生きづらさを抱えている子どもたちの支援に取り組んでいるNPOなどが子どもたちの声をしっかりと聴き届けたり、代弁したりすることもやっていますので、そういったところとも連携しながらしっかりと反映させていくということも一つの取り組みとして盛り込んでいけるといいのかなというふうに思いました。他にはいかがでしょうか。

委　員：　先ほどの委員のご意見に関連して、私は学校運営協議会として子ども達と直接話す機会がありますが、そういう場で積極的に意見を話すお子さんがいる一方で、もじもじする子もいます。意見を交わすとなると、なかなか短時間では実現できません。子ども会議のように単発的にではなく、繰り返しやることで、別の視点での意見を子どもから引き出すことができると思うのです。検討いただけたらと思います。

委員長　ありがとうございます。学校運営協議会で子どもたちの意見を聴きながら取り組んでいらっしゃるとのこと、事例として紹介させていただきたいですね。今のご意見について事務局からはいかがでしょうか。

事務局：　まさに、学校運営協議会で子どもの意見を聴く取り組みそのものが取り組み事例となると思いました。一方で、そういった会議の場では声があげられなかった場合の子どもの声の聴き方については、事例を活かして応用することで実現できればと考えております。

例えば中高生センタージャンプでは、月一回の利用者会議を行っていますが、そこに出席して意見した子どもの意見だけを聞いているのではなくて、日常的に掲示板を用意して、意見を書いた付箋を貼っておけるようにすることで、利用者会議に出て意見を言うことができない子どももいつでも自分の意見を表明できるようにしています。そういった各施設での取り組みの中で工夫されているものを、この事例集でぜひ共有をして、それをまた違う現場の中に取り入れて、声の聴かれにくい子どもの声を少しでも引き出し、受け止められるような取り組みを豊島区全体で一丸となってやっていければと思っております。

また、としま子ども会議は令和２年度から毎年開催をしていますが、やはり年に一回のものですので、子どもたちが日常的に声をあげる手段というのは、今の豊島区ではやはり「子どもレター」であるとか、小中学生のタブレットの中から入れる「アシスとおはなし」といったツールが主なものと考えております。そういったツールをさらに活かしつつ、さらに子どもたちが声をあげやすい仕組みの構築に向けて区として積極的に取り組んでいきたいと考えております。

委員長：　ありがとうございます。

改めて、先程の委員の取り組みについて、アイデアブックをブラッシュアップする際にはぜひ反映できればいいなと思っています。やはり意見の表明とか意見の聴取といっても、私たち大人でも、色々なことに対して明確な意見を持ちながら生活しているわけではなくて、葛藤したり、疑問を持ったり、様々な情報に触れながら自分の意見を作り上げていくという側面があると思います。子どもたちも、自分たちの意見をいろいろ感じたり、考えたり、他の人の意見に触れながら作り上げていくというプロセスも大切にしながら意見聴取ができるような方法を探ることも大事かなと思いました。

委　員：　声をあげづらい子どもも、様々な意見を持っていると思いますが、区側としても、声をあげづらい原因や、それに伴う特徴のある行動や態度などの例示をして、こういう子にはこういうことを聴いてみましょうといった、意見聴取の流れの図表化やチャートにしたものを示してあると、趣旨も伝わりますし、知識が多くなくともそれに沿って聴くことでやりやすくなるのかなと思いました。

委員長：　ありがとうございます。今の暫定版のアイデアブックですと、いろんな考え方だけが示されている状態ですので、委員がおっしゃったように、現場で実際に子どもたちの声を聴いていくときに、こういったプロセスを通してしっかりと受け止めていく、というようなチャートを作り上げることはとても役に立つことだと思いますので、検討して具体化できるといいかなというふうに思っておりますが事務局はいかがでしょうか。

事務局：　現状としましては、アイデアブック１ページ目で「子ども・若者の意見を聴き、反映につなげるプロセス」として、ここでまずチェックリストのような形で全体像をお示ししているところでございます。14 ページ目以降でその試みを主に文章で説明しているのですけれども、やはり実際の支援の現場でこれを全部読み込んでから実践するというのはなかなか難しいところもあるという理解をしておりますので、様々なお子さんに対応できるような明確なチャートで表せるかどうか難しい部分もありますが、できるだけ分かりやすく、より現場の方々がパッと見て使っていただきやすいものとしてのブラッシュアップのチャレンジはしてみたいと考えております。

委員長：　ありがとうございました。子どもが身を置く場というところをいろいろ考えてみますと、やはり大人の作り出した仕組みとか、制度に基づいてできている場が多いかなという印象を持っています。学校もそうですし、保育所、児童館、家庭もそうだと思います。だからこそ、子どもの意見で制限を受けやすいという側面があると思いますので、ぜひ、子どもたちが自分たちに関わることについて自分の

意見を述べたり、あるいは社会に参加できる場を私たち大人が作り出すことによって、子どもの育ちをみんなで盛り上げていくという意味もあると思いますので、またいろいろご意見いただければと思います。今年度中の完成に向けて、より実用性の向上に向けて作り上げていきたいと思っています。
また、この件につきましては、令和 7 年度から 11 年度までの「子ども・若者総合計画」で本当に多くの事業が動いているわけですけれども、そういった事業の評価検証の仕組みとしても意見を聴いて、反映に繋げていく取り組みも進めていきたいというふうにも思っていまして、この件に関してもご意見がございましたら、あるいは何かアイデアブックに載せる事例として、こんな事例がいいんじゃないかなということでも構いませんので、いかがでしょうか。

委　員：　このアイデアブックの暫定版を拝見しますと、あくまでも大人が子どもの意見を聴くためのアイデアブックという認識でよろしいのですよね。それで、本来その声を聴く対象であるお子さんには、どうぞ声をあげてねっていうようなパンフレットというか、子どもにわかりやすい方法でのアプローチはされているのでしょうか。

事務局：　今、子どもの権利の普及啓発という観点でリーフレットなど作成しておりますが、子どもの意見表明というところに特化したものは作っておりません。
特化して分かりやすくしたもの必要かどうかというところも含めて検討していかなければと思います。

委員長：　新しくできたこども基本法において、子ども施策に対して子どもの意見をしっかりと反映するようにという条文が加わったことも、今回の取組みに盛り込まれているところです。また、子どもの権利の一つとして、意見をしっかりと聴いていくということも含まれています。たとえば、子どもたちへの更なる広報の必要性についてお考えですか。

委　員：　これだけを見ると字が多くてわかりにくい部分もありますが、大人はなるほどな、こういうところに気を付けて子どもの意見を聴くようにしよう、と思えるのですけど、子どもにとってはこんなに文字ばっかりではという感じと、あと根本は家庭で親がしっかりと子どもと話をして引き出してあげるのもそうですけど、やはり子どもが話すことをしっかりと聴いてあげれば子どもはとても安心すると思うのです。昔も忙しい親御さんはたくさんいたと思いますが、今は、子どもが話していても親はスマートフォンをいじっているといった場面をよく見ます。
やはり、一番身近にいるのは親だと思うので、まだ小さくても、お子さんに話しかけたり、お子さんとの会話を一生懸命探ることをしていただきたいと思っています。

委員長：　ありがとうございます。保護者に対してもしっかり子どもたちの声に耳を傾けて応答していくことがとても大事ですし、それは子どもの育ちには欠かせないことですよということを広く伝えていけるといいかもしれないですね。

委員長：　それでは、二つ目の子ども・若者関係審議会の見直しについての審議に入ります。
現在、子ども、子育て、若者施策等に関する会議体として、この青少年問題協議

会、子どもの権利委員会、そして子ども・子育て会議があり、この三つの会議体を通して豊島区の子ども、子育て、若者の施策について審議していく仕組みになっています。先ほど事務局から説明があったように、委員が重複しているなどの状態がありますので、この機会に少し整理してみると良いのではないかという提案になります。

この青少年問題協議会は、資料２の８ページ目に書かれていますように、昭和 31 年に設置された協議会で、非行の予防などを中心的な審議事項として取り組んできた協議会です。現在でも非行の防止は重要な事項です。ただ、私がこの会議体に関わった時点では、そういうことよりも、総合的な政策を審議する場として、この青少年問題協議会が活用されていたという経緯がありました。資料では世田谷区の統合事例なども示されていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

委　員：　三つの会議体の見直しということで、委員の重複の話がありましたが、それは一部なのか、大部分となるのか、どれくらいなのでしょうか。

事務局：　一部の重複が見られます。この審議会の見直しの検討というのは一昨年から始まっており、その初期から３つの審議会を見比べて委員の調整をしたところ、例えば、小中学校の PTA の方がどの会議体にも出ていただいているという状況があります。

委　員：　そうすると、もし統合となった場合に、今の各会議体の委員はお互いに、今まで全く取り組んでこなかった事項について協議することになると思うのですが、例えば、青少年問題協議会の委員が、子ども・子育て会議で審議されていることに取り組むことになるのでしょうか。

事務局：　はい、一番影響が大きいのが子ども・子育て会議だと思います。この会議には、例えば、法定事務である子育て支援の事業見込み量や確保方策の点検評価、保育施設等の利用定員の設定審議というものがあるため、保育園の園長会の方であるとか、関連する方に委員として入っていただいております。

青少年問題協議会には、園長会の方などは今まで入っていませんでしたので、これらの事項が新たな審議事項になるかと思いますが、こういった法定の集中審議については部会という形で行い、全体的なものはこの青少年問題協議会の定例協議会で皆様にご報告、ご審議いただくというような、青少年問題協議会における定例協議会と専門委員会のような二層の位置付けで審議を行うことも検討しているところです。

委　員：　委員が一部重複しているだけなのに一緒にする意義がまだよく見えてこないのですが、そもそも青少年問題協議会の設置が昭和 31 年と古くて、子ども・子育て会議の設置が平成 25 年と新しいですから、これらを統合するという考えはちょっとすぐには理解できません。会議体にはそれぞれ根拠法がありますよね。青少年問題協議会には地方青少年問題協議会法に、子ども・子育て会議には子ども・子育て支援法に基づいて、当然条例も要綱もありますね。これらを一つにするところのプロセスや課題はどうなのでしょうか。

事務局：　まず統合につきましては、青少年問題協議会が古いからという意味合いではなく、

これまで計画についての審議、とくに計画策定時には、三つの審議会で重複してそれぞれ同じ審議をしていたというところが課題と感じており、見直しの機運があったというところです。まず青少年問題協議会の根拠法である地方青少年問題協議会法ですが、以前は青少年問題協議会の設置規定があったのですが、現在では任意設置に変わっています。子ども・子育て会議はしっかり子ども子育て支援法に基づく会議として存在しています。

一方で、必ず一つの法に基づいて一つの会議を設置しなければならないというものではありませんので、それぞれの法に会議体を一つずつ紐付けなくても現在と同様の審議ができると考えております。この点については 二十三区内の他自治体でも同様に統合の検討をしているところが出てきています。

委　員：　わかりました。ありがとうございます。今後、統合するとなると、今のそれぞれの会議での定員をどうするのか、重複している分の人数を減らすのか、また名称をどうするのかですね。来年の第一回定例会で条例改正を出すということで、委員会の審査もあると思うのですが、この辺りの先までの見通しや考えをお聞かせいただければと思います。

事務局：　まず、実際に青少年問題協議会の条例等々を改正して新会議体とするか、または新しい条例を作ることで、これまでの青少年問題協議会の条例等々をその中に廃止するのかについては、まだ事務局においても検討段階です。また、審議会の名称につきましても、例えば世田谷区では子ども・若者・子育て会議という新しい名称を使っていまして、今のこの子ども・若者・子育て過程を取り巻く審議をするところに合った名称が必要だという認識はしておりますが、具体的な名称についてもまだ検討段階です。

そういった中で、事務局でもまだ完全に固まってはいませんが、本日皆様にご審議いただいた中で、どういったあり方がよいのか、定員についても、重複していることを考えるともう少し減ることになりますが、時勢を見たときに、どういった委員の方に新たに入っていただく必要性があるかというところも併せて見直しをしていきたいと考えております。その案につきましては、次回の定例協議会で案としてお示しをしまして、またこの協議会の中でご審議をいただきたいと考えております。

委　員：　ありがとうございます。資料には世田谷区の事例がありましたけど、二十三区で、または近隣自治体で先行して取り組んでいるところが具体的にあるのか教えてください。

事務局：　今年度、二十三区に調査を実施いたしまして、見直しをしている区が現在５区あると聞いております。そういった意味では、ほとんどがというよりは、まだ先進自治体が見直しを始めているといった段階の中で、豊島区も今検討を進めているといった状況です。

委員長：　今、委員がおっしゃったように、それぞれの法律はやはり必要があって、必要に応じて制定されてきたものですので、本来の枠組みをベースとしつつ、現在の豊島区の状況に応じて、「子ども・若者総合計画」でも妊娠期から若者期まで、かなり年齢層も幅広い子どもや若者を対象にしていますし、貧困、虐待、非行といっ

た課題が多様化している中で、深く議論していくためにはどういった会議体が望ましいのかというのは、本当に難しい課題だと思います。

委　員：　今のお話と関連して、会議体を統合することで効率的にはなる一方で、扱うテーマが広くなって専門性が落ちてしまうことへの懸念もあるかと思います。先ほど専門委員会で検討すると説明がありましたが、定例協議会と専門委員会の現在の役割分担をお聞かせください。

事務局：　現在の青少年問題協議会のこの定例協議会と専門委員会の役割分担ですが、定例協議会はこういった本日のような形で委員の皆様全員にお集まりいただきまして、全体の方針の確認であるとか、一年間の取組みの結果の報告を皆様にご確認いただいて、ご意見をいただく場といった総合的な場となっております。また、計画策定の時点におきましては、定例協議会の会議の中でも、計画の内容をご審議いただくといった場になっております。

対して、専門委員会につきましては、現在は学識経験者の先生二名と公募委員の方二名に委員を担っていただき、具体的な案についてご審議いただく場でして、専門委員会で一つ練った案を定例協議会の方にお示しをするといった関係性になっています。

現状としては、そのような形で役割分担をしているところですが、これが何か法的に決められたものとか、そういったものではなくて、現在の豊島区の運用としてそうなっているというところですので、専門委員会なのか部会という形をとるのか、あり方について、今回の審議会の整備とともに検討していきたいと思っています。定例協議会の場のような人数が多い場では難しいところについては、やはり専門的に審議する場も必要かと思っております。

委員長：　ありがとうございます。資料の９ページ目に世田谷区の例が載っているんですけれども、世田谷区の場合は権利委員会と青少年問題協議会と子ども・子育て会議と三つあった審議会を、令和７年度に新審議会として青少年問題協議会と子ども・子育て会議を統合、権利委員会はそのままという形になっています。それ以前は、世田谷区も若者施策を検討する会議体として青少年問題協議会を活用していたかと思います。それで、二つの審議会を統合すると人数が増えますので、新審議会のもとに子ども・子育て部会と若者部会という二つの部会を置いています。この子ども・子育て部会が、子ども・子育て支援法に基づいて全ての自治体に義務設置されている子ども・子育て会議の役割を担っていて、専門委員会は置いていないと思います。

今、豊島区の青少年問題協議会では専門委員会が部会のように設置されていますが、それも含めて見直していくという形と思っています。

委員長：　各自治体の特徴、豊島区の特徴があると思いますので、他の自治体がこうしているからこうしようみたいなことではなくて、やはり豊島区にとって最も望ましい会議体を作れるといいかと思っています。豊島区の場合は、池袋などの繁華街を抱えているので、ちょっと家に居づらくて繁華街に出て来ている子がいたり、そういった子を目当てにした犯罪が発生したりする可能性について気をつけなければいけないなどあるかと思います。

委　員：　統合した場合に色々な議題を取り扱うことが増えて、専門分野ではないことの審議をしなければならないのでその専門性を失うのではないかという懸念もありましたけれど、専門的なことは専門部会みたいなところで話して、定例会では全体的なことを話すという方法はよいと思いました。というのも、その子ども・子育て会議の委員には保育関係者などもいらっしゃると思うのですが、その方々が青少年問題協議会での内容も聞くことによって、将来、子どもたちが大きくなった時には豊島区にはこうしてほしいということを、もしかしたらできるかもしれませんし、逆に、青少年問題協議会の委員には警察関係者もいらっしゃるので、その方々から子ども・子育て会議での問題点を見て、お互いに共有して、しっかり話し合う場ができるというのはよいことだと思います。
自分は他区の子ども・子育て会議の委員をやっているのですが、もう質問が止まらないぐらい子ども子育てに熱心な方が多いです。でも、その中でも少し若者寄りの話も議題として挙がっています。やはり、幅広く話し合うことで、いろいろな意見を聞けて、皆さんもお互いに刺激になると思うので、統合して整理化して効率的にやることはよいです。その代わり、今日意見があった懸念は払拭できるように工夫していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：　ありがとうございます。青少年問題協議会と子ども・子育て会議を統合する案が示されていますけれども、委員がおっしゃったように、この統合した案を具体化していくとなると、その会議体は、豊島区の子ども、子育て、若者全体を全体的に見るような、見渡すようなそういった会議体になると思います。それは今、委員がおっしゃったようなメリットもあると思いますけれども、一方で、細かいところを議論していくという面では、それをやることの難しさを部会で補っていくとか、そういった仕組みも一つの方向性としてあるかと思います。

事務局：　ありがとうございます。実際に他の自治体で行われている様子をお話いただきまして、現行の子ども・若者総合計画では、先ほどのページにあるように、三審議会による計画の推進ということで、三つの審議会を横に並べているところですが、やはり課題としましては、ご指摘いただいたように、子ども・子育て会議と子どもの権利委員会と青少年問題協議会、それぞれが議論している内容に完全に共有できる部分があるのか難しいという実態はありました。特に昨年度の議論においては、青少年問題協議会と子どもの権利委員会が近い部分を議論するにあたり、役割分担をしたのですが、線引きのところが難しくて、内容としては重複していることがありました。そのうえ、お互いにやっていることが把握できる状況ではなかったというのも、各委員会から課題としてあがっていました。
そういった部分も審議する所掌事項というところを改めて整理することで、それぞれがどの部分を見ているかというところを明らかにするとともに、情報の共有という部分についても力を入れ、一方でこの子ども、若者、子育て家庭すべてを、それぞれの審議会から見渡せるような仕組みにしていけたらというふうに考えております。ご意見ありがとうございます。

委　員：　人的には、青少年問題協議会という名称を初めて聞いた時、なにか青少年に問題があると決めつけているような名称だなと思いました。昭和 31 年に設置された

当時の経緯は理解できますが、名称変更も合わせてご検討お願いいたします。

委員長：　ありがとうございます。これは補足になりますが、豊島区の場合、豊島区児童相談所を持っていますので、児童福祉審議会という会議体もあります。ただ、児童福祉審議会については、豊島区が設置する児童相談所に基づきまして、明確な審議内容がそこで独立した形で審議されると形になっていますので除外しています。

それでは、議事は以上となります。最後に、ご質問などありますでしょうか。本日は資料のみで提供されているものもいくつかありますので、資料についてのご質問でも結構です。

委　員：　資料のみで提供されたものについて、もう少し情報を教えていただければと思います。夏休みを過ごす子供たちへの支援を拡充するということについて経緯も含めて教えていただけたらと思いました。

事務局：　豊島区では、子どもたちの給食がなくなる時期、特に夏休みの支援とを毎年様々な形で行っておりました。「ライス！ナイス！プロジェクト」としてお米の配布を行ったり、昨年度はお米券配布の形で低所得の子育て世帯等への支援を行ったりしてきました。コロナ禍におきましては、子どもたちでもすぐに食べられるコーンフレークなどを詰め合わせたものをお配りするといったことを毎年実施してきました。今回の資料は、今年の夏の対応として、先に行われた第二回定例会の中の補正予算で認められたもので、三つの取り組みがありますので、ご紹介をさせていただきます。

一つ目が子ども食堂事業の補助金です。豊島区内の子ども食堂に対して、これまでも原則として月に一回以上定期的に子ども食堂を実施している団体に補助の実施を通年で行っておりました。そして、今回新設した部分が長期休暇期間集中実施ということで、夏休み、冬休み、春休み、それぞれにおいて、平均週三日以上の子ども食堂の実施、お弁当等の配布をしていただいた団体に、この通年実施型の補助金に追加をして、提供食数一食につき 350 円の上乗せ支給を行うものです。これを行うことで、夏休み中の給食のない時期に、なかなか食の確保ができないご家庭やお子さんに対して頑張ってくださる子ども食堂へのさらなる支援という形で補助金を出していきたい、支援を行っていきたいといった取り組みです。

二つ目が、次のページでご案内をしている区内共通商品券の配布です。こちらは子育て支援課が実施しておりまして、不登校等対策及び夏休みにおける給食がない期間の食料支援事業として、区内の共通商品券を配布するものです。この事業は、区民や企業の皆様のご寄付によって運用させていただいている「としま子ども若者応援基金」を活用して実施するものです。配布対象者は児童育成手当の受給者、または十八歳以下の子どもがいる非課税世帯の世帯主でございまして、豊島区内の共通商品券 一世帯あたり六千円分を配布するものでございます。

最後に三つ目として、長期休業中のお昼ご飯を応援といったチラシです。こちらは夏休み期間中の豊島区立の学童クラブ 22 施設に在籍する児童対しまして、配達のお弁当が 1 食 500 円のワンコインで利用できるといった支援となっておりま

す。こちらもやはり部活等や夏季休業中の子どもの居場所、食事、健康、生活サポートの確保が課題となっている中で、特に夏の暑い時期に子どもが安心して涼しく過ごせる居場所の確保と食支援とを一体的に実施するために、配達する弁当について、区が１ 食あたり 150 円を補助することでワンコインにするとともに、さらに非課税世帯の方につきましては、１食あたり 200 円を追加補助するというものです。

こちらの三つを実施して、夏休みをはじめとする長期休暇期間中の子どもたちの食の支援を行っていきたいというふうに考えているところです。

委　員：　ありがとうございます。本当にこういった複合的な支援策ということで、現場の子ども食堂に取り組んでいる皆様とか、あと議会でもかなりご議論いただいたと思いますし、また豊島区のいろいろな部署が連携してこういった事業を作り出していかれたのだと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

委員長：　それでは、以上で議事は終了となります。

事務局から何か連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

事務局：　委員長、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。事務局より４点連絡事項がございます。

まず、次回の会議は 11 月頃に開催予定でございます。日程が決まり次第ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事に対するご意見等をいただける場合には、 8 月 14 日（金曜日）までに電子メール、FAX、郵送等でお寄せいただけますと幸いでございます。よろしくお願いいたします。

また、本日机上に「審議会資料のペーパーレス化について」というタイトルのアンケート調査票を置かせていただいております。区では全庁を挙げてペーパーレス化を推進しているところでございます。お手数ではございますが、昨年度いただきました内容を変更される場合にはご回答をお願いいたします。お帰りの際、机上に置いていただければ、事務局で回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、庁舎の駐車場を利用している委員の方がいらっしゃいましたら、会議終了後に事務局までお声がけをお願いいたします。駐車料金の減免措置をさせていただきます。事務連絡は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長：　それでは以上をもちまして、第 33 期第３回豊島区青少年問題協議会定例協議会を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

以上